

- 1 縦覧の期間 平成15年2月17日から  
平成15年3月14日まで
- 2 縦覧の場所 植木町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第113号**

県営浦川地区（第8工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。  
平成15年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**登載依頼****熊本県文化財保護審議会公告第2号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成15年2月14日

熊本県文化財保護審議会会長 堀 内 清 治

- 1 開催日時  
平成15年2月26日（水）  
午前10時から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺6-18-1  
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
  - (1) 文化財の県指定等について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になりしだい終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺6-18-1  
熊本県教育庁文化課  
(電話 096-383-1111 内線 6713)

**熊本県農業振興地域整備促進協議会公告第1号**

熊本県農業振興地域整備促進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおりである。

平成15年2月14日

熊本県農業振興地域整備促進協議会  
会長 富 永 清 次

- 1 開催日時  
平成15年2月26日（水曜日）  
午後3時から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺一丁目33番18号  
水前寺共済会館 1階 「芙蓉」
- 3 議題  
農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づく次の市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について
  - ① 宇土市 ② 富合町 ③ 山鹿市 ④ 菊池市 ⑤ 七城町 ⑥ 菊陽町 ⑦ 高森町 ⑧ 鏡町
  - ⑨ 相良村 ⑩ 牛深市 ⑪ 大矢野町 ⑫ 御所浦町 ⑬ 栖本町
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先